

第1号様式

(第1面)

事業活動地球温暖化対策計画書

(あて先) 川崎市長

郵便番号 230-0044
 住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1
 氏 名 JFE環境株式会社 印
 代表取締役 塚本 英夫
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	JFE環境株式会社		
主たる事務所又は 事業所の所在地	川崎市川崎区水江町5番地1		
該当する事業者 の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者(任意提出事業者)		
主たる事業 種	大分類	R	サービス業(他に分類されないもの)
	中分類	88	廃棄物処理業
主たる事業 内容	廃プラスチック、金属くず(空き缶)の資源化处理		
事業者の規模	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	5,603 k l	
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数	台	
	<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量	6,285 t - CO ₂	
連 絡 先	担当部署	担 当 部 署 名	京浜技術部技術室
		所 在 地	川崎市川崎区水江町5番地1
		電話番号	044-270-1534
		FAX番号	044-299-5365
		メールアドレス	
受付欄		事業者番号	
		特記事項	

(第2面)

計 画 期 間	平成22年度 ~ 平成24年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	事業所において、以下の対策を実施し、省エネルギーを図り、温室効果ガスの発生量を削減する。 ・推進体制の整備、・廃棄物処理工程の短縮、・照明設備の省電力 等 詳細は、指針様式第1号(第4、5面)のとおり
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項	なし
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	廃プラスチック処理により生成するリサイクル品をプラスチック燃料(RPF)及び材料リサイクル原料として他社へ販売することにより、他社の温室効果ガスの削減に貢献できる。 詳細は、指針様式第1号(第6面)のとおり。
備 考	・JFE環境(株)東日本本部は、施設が川崎市と横浜市にあり、基準排出量等の値を川崎市の施設のみとした。 ・JFE環境(株)東日本本部は、平成21年7月1日に容器包装プラリサイクル事業を分割し、JFEプラリソース(株)へ移管した。CO2排出量実績からその3ヶ月分を除いた値を基準排出量とした。

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
2 のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。
3 計画書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
4 印の欄は記入しないでください。
5 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

事業活動地球温暖化対策計画

1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

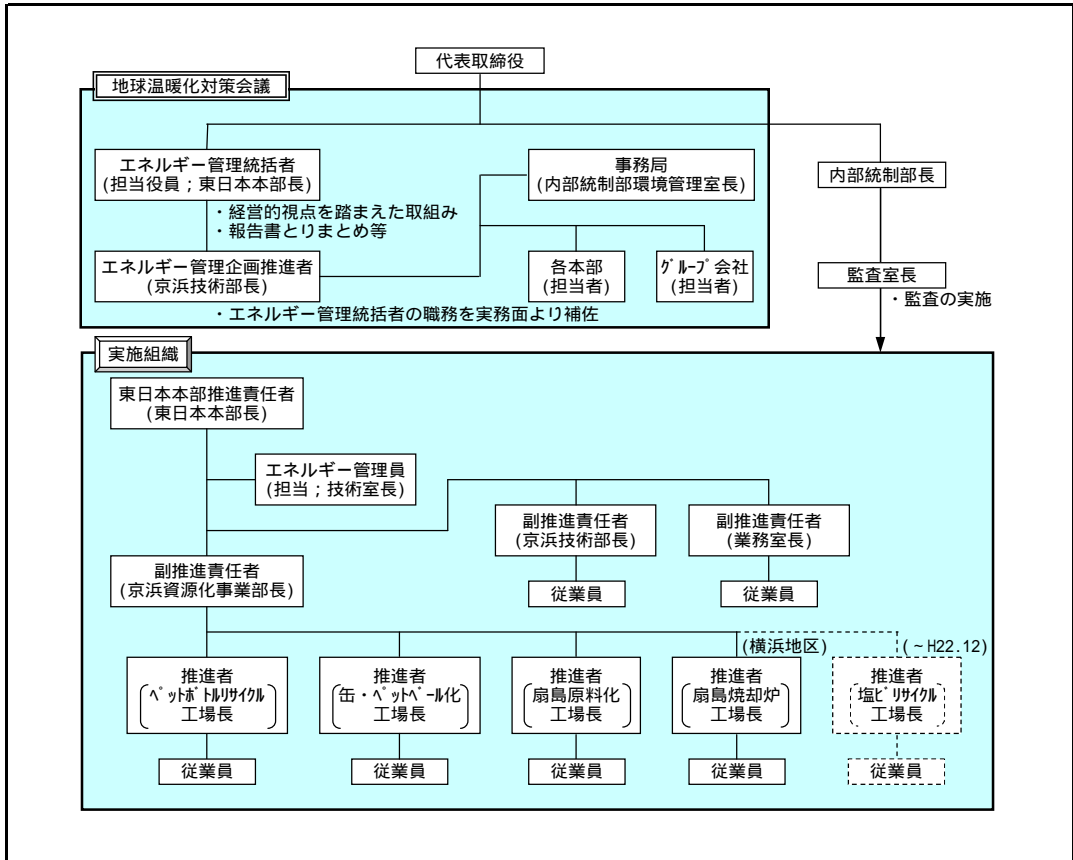
1. JFE環境(株)全体の基本方針

次の3つの方針により、地球温暖化対策を積極的に進める。

 - (1) 地球温暖化対策に関する取組みを組織的に行い、継続的に対策を推進する。
 - (2) 目標を明確に定め、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。
 - (3) 廃棄物処理過程における省エネルギーに努め、生成するリサイクル品の販売を通し、ユーザーの温室効果ガスの排出量削減に貢献する。

また各本部は、事業内容及び地域社会の状況に応じて、それぞれ方針及び目標を定めて活動を推進する。
2. 東日本本部の基本方針
 - (1) 計画期間(3年間)に事業活動地球温暖化対策指針にある基本対策メニューのうち未実施のものをできる限り実施する。
 - (2) 同指針の目標対策メニューは、最適改善方策を検討し、投資効果を見極め、その高いものから実施する。

2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制



3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等(第1号、第2号、第4号該当者等)

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量

ア 基準排出量と目標排出量

基準年度	平成21年度	目標年度	平成24年度
基準排出量	(実) 14,589 t- (調) 14,589 CO ₂	目標排出量	(実) 5,672 t- CO ₂
削減率	(実) 61.1 %	削減量	(実) 8,917 t- CO ₂

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等

原単位の活動量	単 位
基準年度の値	目標年度の値
削減率	%
延床面積、生産数量以外の原単位を使用した場合の理由	

ウ 目標設定に関する考え方

<p>JFE環境(株)東日本本部は、平成21年7月に容器包装プラ事業をJFEブラリソース(株)に事業移管したので、その3ヶ月分の実績を除いた値を基準排出量とした。</p> <p>CO₂排出量原単位の中で、エネルギー起源CO₂排出量原単位を3年間の平均で年1%削減することを前提に目標を設定した。</p> <p>エネルギー起源CO₂排出量原単位の削減は、廃棄物処理工程の一部短縮による機器停止、空調設定温度の管理強化、照明のLED化の推進、処理能率の向上等を実施することにより、達成可能と考えている。</p> <p>なお、塩化ビニルリサイクル事業は、平成22年12月をもって事業休止するので、該当事業から発生するCO₂排出量は、目標年度においてゼロとした。</p>

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標(全社目標)

<p><全社目標></p> <p>環境保全の観点から当社の付加価値を高めるとともに、省エネルギー及びコスト低減に努め、毎年原油換算エネルギー使用原単位を1%削減し、温室効果ガスの削減につなげる。</p> <p>1. 管理体制の強化</p> <p>当社及びグループ会社は、JFE環境のエネルギー統括管理者を議長とする地球温暖化対策会議を設置し、温暖化対策の推進、省エネ進捗状況のチェックを実施する。</p> <p>同会議は、各本部及びグループ会社のエネルギー担当者から構成され、本社内部統制部環境管理室を事務局とする。</p> <p>同会議は定期的に開催し、各本部及びグループ会社の実績及び改善対策等を報告し、情報の共有化を図るとともに改善対策等の水平展開を図る。</p> <p>2. 具体的対策</p> <p>対策メニューの積極的推進及び処理能率向上を図り、CO₂排出原単位を低減させる。</p> <p>設備機器の更新・導入時には、省エネルギーに優れたものを積極的に採用する。</p> <p>個別機器のエネルギー使用状況の「見える化」を計測機器の導入により進める。</p> <p>今後本格的に行われると思われる排出権取引について、目標未達の場合、その購入を検討する。</p>
--

(2) 再生可能エネルギー源等の利用計画及び前年度末における利用実績

ア 再生可能エネルギー源等の利用に係る考え方

・太陽光・風力発電等再生可能エネルギー源については、特有の設置場所(製鉄所構内)、採算性の観点から設置や利用が難しい。

イ 再生可能エネルギー源等の利用計画及び利用実績

設備等の種類	概要(規模、導入場所、性能等)	導入年度	備考

ウ 再生可能エネルギー源等の価値の保有計画及び保有実績

種類	概要(規模、場所等)	保有年度	備考

(3) 基準年度の末日までに完了した主な対策内容

・廃ガス顕熱の回収(塩ピリサイクル施設のN2ガス予熱、排ガス循環)
 ・ブロワーのインバータ制御

5 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の内容

<p>事業所等に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等)</p>	<p>推進体制の整備</p> <p>本社及び市内事業所(東日本本部)、市内以外の各本部、さらにグループ会社を含めた「地球温暖化対策会議」を設置し、法・条例の内容及び動向、省エネ関連情報、同業他社情報等の情報交換を行う。</p> <p>エネルギー使用設備の管理強化</p> <p>エネルギー使用設備の管理基準は、既に制定しているが、その見直しを行い、さらなる省エネルギーへ向けた管理強化を行う。</p> <p>廃棄物処理工程の短縮化</p> <p>廃棄物処理工程の一部工程の短縮化のための改造を行い、一部機器を停止させることにより、電力使用量の低減を図る。</p> <p>事務所等の空気調和の管理強化</p> <p>空調設備の設定温度(冷房 28、暖房 20)の遵守を徹底する。</p> <p>照明設備の省電力化</p> <p>照度計測による照明設備の適正配置を推進する。工場照明設備更新時には、高効率照明ランプを採用する。また事務所、工場管理室等の蛍光灯を順次LED照明に変更していく。</p>
<p>自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 3 号該当者等)</p>	

6 他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項

なし

7 その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

東日本本部は、廃プラスチック処理により生成するリサイクル品をプラスチック燃料（RPF）及び材料リサイクル原料として他社へ販売している。今後このプラスチック燃料及び材料リサイクル原料の販売量を拡大していくことにより、他社の温室効果ガスの削減に貢献できるものと考えている。

様式第 1 号

(第 7 面)

8 前年度の温室効果ガスの排出の量等の実績

(1) 事業者単位

ア 第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等

(実)	19,011	t-CO ₂
(調)	19,011	

イ 第 3 号該当者等

(実)		t-CO ₂
(調)		

(2) 事業所等单位 (第 1 号、第 2 号該当者等)

ア 年間の原油換算I礼㊦-使用量が 1,500kl 以上の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
東日本本部(横浜市除く)	川崎市川崎区水江町5-1	8822	産業廃棄物処分類	19,011 t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

イ 年間の原油換算I礼㊦-使用量が原油換算で 500kl 以上 1,500kl 未満の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

ウ 年間の原油換算I礼㊦-使用量が原油換算で 500kl 未満の事業所の一覧

エネルギー使用量の規模	事業所数
400 ~ 500kl 未満	0
300 ~ 400kl 未満	0
200 ~ 300kl 未満	0
100 ~ 200kl 未満	0
100kl 未満	0

(3) 事業所等单位 (第 4 号該当者等)

ア 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 以上 (二酸化炭素の場合はI礼㊦-使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
東日本本部(横浜市除く)	川崎市川崎区水江町5-1	8822	産業廃棄物処分類	19,011 t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

イ 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 未満 (二酸化炭素の場合はI礼㊦-使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の数

事業所数	0
------	---